三十六　平成二十三年総務省告示第五百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

三十七　平成二十四年総務省告示第二百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項を次のように改める。

17	削除

三十八　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

6	削除

第一項の表三〇の項を次のように改める。

30	削除

第一項の表三二の項から三八の項までを次のように改める。

32	削除
33	削除
34	削除
35	削除
36	削除
37	削除
38	削除

第一項の表五五の項から五七の項までを次のように改める。

55	削除
56	削除
57	削除

第一項の表六〇の項を次のように改める。

60	削除

第一項の表七〇の項を次のように改める。

70	削除

第一項の表七七の項を次のように改める。

77	削除

第一項の表八〇の項を次のように改める。

80	削除

第二項の表二の項を次のように改める。

2	削除

三十九　平成二十五年総務省告示第八十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二四の項を次のように改める。

24	削除

第一項の表三一の項を次のように改める。

31	削除

第一項の表三九の項を次のように改める。

39	削除

四十　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二七の項を次のように改める。

27	削除

四十一　平成二十五年総務省告示第三百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項を次のように改める。

29	削除

第一項の表三一の項を次のように改める。

31	削除

第一項の表三九の項を次のように改める。

39	削除

第一項の表四四の項を次のように改める。

44	削除

第一項の表四六の項を次のように改める。

46	削除

第三項の表二一の項を次のように改める。

21	削除